

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和7年4月28日

-第82号-

その警告画面は偽物!

サポート詐欺に注意

相談事例

パソコン使用中に「ウイルスに感染した」と警告画面が出て動かなくなった。画面に表示されたサポートダイヤルに電話するようにとあるが、どうしたらよいか。



アドバイス

- ・偽の警告画面をきっかけに、電話をかけさせ、パソコンの復旧に必要な**手数料等を電子マネーで要求する「サポート詐欺」**の可能性があります。画面に表示された連絡先には絶対に電話しないでください。
- ・山口県内でもサポート詐欺被害が発生しています。**突然、警告画面が表示されると不安**になりますが、慌てずに冷静に対処しましょう。
- ・万が一、表示された連絡先に電話してしまった場合でも、指示されるままに**有償のサポート契約を結ばない、電子マネーカードを購入しに行かない**ようにしましょう。一度支払ってしまうと、入力間違い等と説明され、**何度も電子マネーの購入を迫られて**しまいます。
- ・困ったときはお近くの**消費生活センター**に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

カフェインの過剰摂取に注意!

多くの消費者が日常的に飲用している緑茶飲料・紅茶飲料・コーヒー等には、原材料に由来するカフェインが含まれています。

カフェインは、適量を摂取すれば頭が冴える、眠気を覚ます等の効果があるとされていますが、過剰に摂取するとめまいや心拍数の増加、震え等の健康被害をもたらすことも知られています。

消費者へのアドバイス



置き換えてみましょう

カフェインが含まれているコーヒーをはじめ、茶系飲料、紅茶飲料や一部の炭酸飲料を多く摂り、めまい、心拍数の増加、震え等の体調の異変を感じたら、カフェインの摂取に注意し、「カフェインゼロ」や「カフェインレス」のようにカフェインを含まない、もしくは、少ない飲料に置き換えるようにしましょう。

含有量を確認してみましょう

商品のカフェイン含有量やカフェインが含まれているかを確認する際は、まずは商品本体の表示を確認し、表示がない場合は、販売者等のウェブサイトを確認したり、販売者等に問い合わせることで情報が得られることがあります。分量や注意表示をよく確認し、過剰摂取にならないように注意しましょう。

カフェインの摂取量について

カフェインに対する人の感受性は、個人差が大きく、感受性の高い人、子ども、妊婦、授乳婦では特に摂取量に注意が必要であるとされています。国内ではカフェインの許容一日摂取量は定められていませんが、海外でのリスク評価によると、悪影響のない一日当たりの最大摂取量は健康な成人では400mg、妊婦では200mgや300mg、健康な子ども及び青少年では年齢などによって異なりますが、体重1kg当たり2.5mgや3mgなどとされています。

消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒(郵便番号)が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

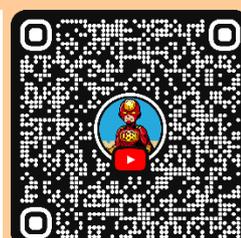
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube